

# 志賀町災害廃棄物処理計画【概要版】

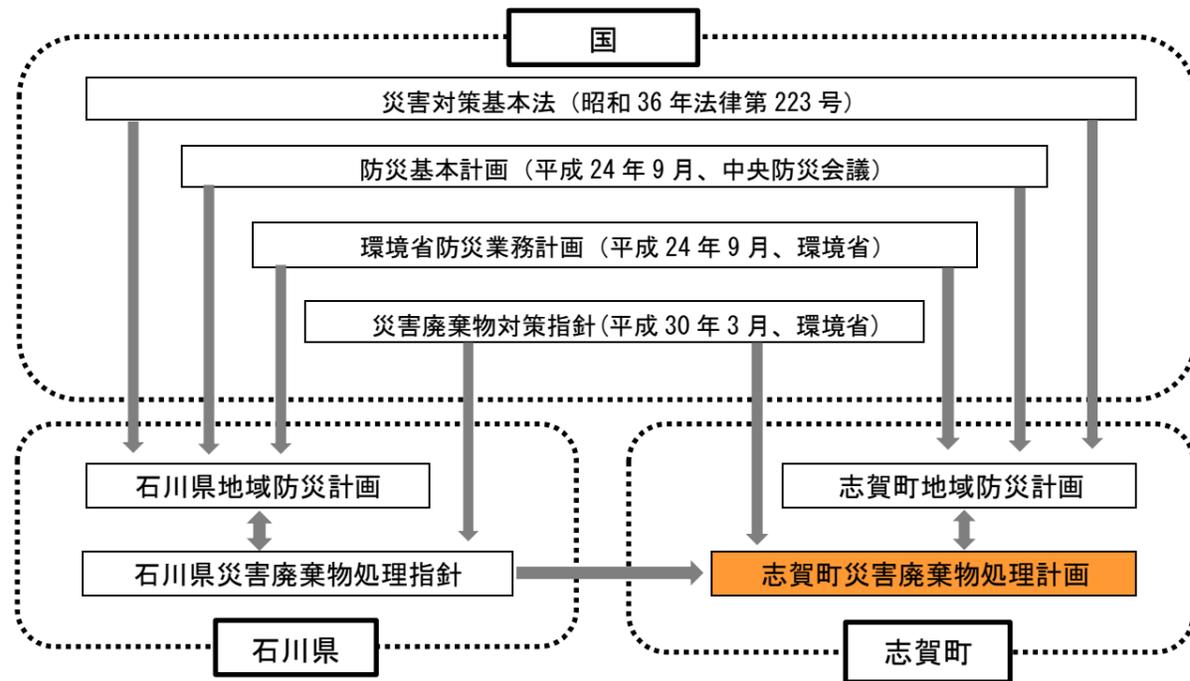
## 1 計画策定の背景及び目的

本計画は、志賀町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針(平成30年改定)に基づき策定するものであり、志賀町地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、具体的な業務内容を示すものである。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。



## 3 対象とする災害廃棄物の種類

区分	種類
災害がれき等	木くず、コンクリートがら、ガラス陶磁器くず、瓦、金属くず、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、廃家電製品、廃自動車等、適正処理困難廃棄物、腐敗性廃棄物、有害廃棄物等
避難所ごみ	避難所で発生する生活ごみ
し尿・汚泥	避難所等の仮設トイレの汲み取りし尿

## 4 対象とする災害と災害廃棄物の発生量

本計画で想定する災害については、地域防災計画で対策上想定すべき災害(地震災害、津波災害及び水害)を対象とする。

### 【地震災害】 邑知湯の地震

- ・ 予想規模：M7.0 (震度6弱)
- ・ 建物被害：全壊394棟、半壊461棟

### 【津波災害】 能登半島北方沖を震源とする津波

- ・ 予想津波高：6.3m
- ・ 浸水面積：1.89km<sup>2</sup>
- ・ 床上浸水：1,523棟(560世帯)
- ・ 床下浸水：657棟(240世帯)

### 【水害】 米町川の氾濫(洪水)

- ・ 予想雨量：1日間総雨量737mm
- ・ 床上浸水：616棟(242世帯)
- ・ 床下浸水：36棟(17世帯)

想定災害	災害廃棄物発生量			相当年数
	片付けごみ	津波堆積物		
	t	t	t	年
地震	752	-	73,855	12.9
津波	1,441	7,680	135,321	23.5
水害	803	-	33,096	5.8

※ 相当年数 = 災害廃棄物発生量 ÷ 一般廃棄物年間総排出量 (5,768 t/年)

## 5 避難所におけるし尿及び生活ごみ発生量

避難所におけるし尿及び生活ごみ発生量の推計は次のとおり。

災害の種類	最大避難者数	避難所ごみ発生量 (t/1日あたり)	し尿発生量 (ℓ/1日あたり)	仮設トイレ必要基数 100人/1基(50人/1基)
地震	2,434人/日	1.68	3,040	25 (49)
津波	3,965人/日	2.73	4,960	40 (80)
水害	684人/日	0.47	860	7 (14)

## 6 災害廃棄物処理の基本方針

### 1) 処理の基本方針

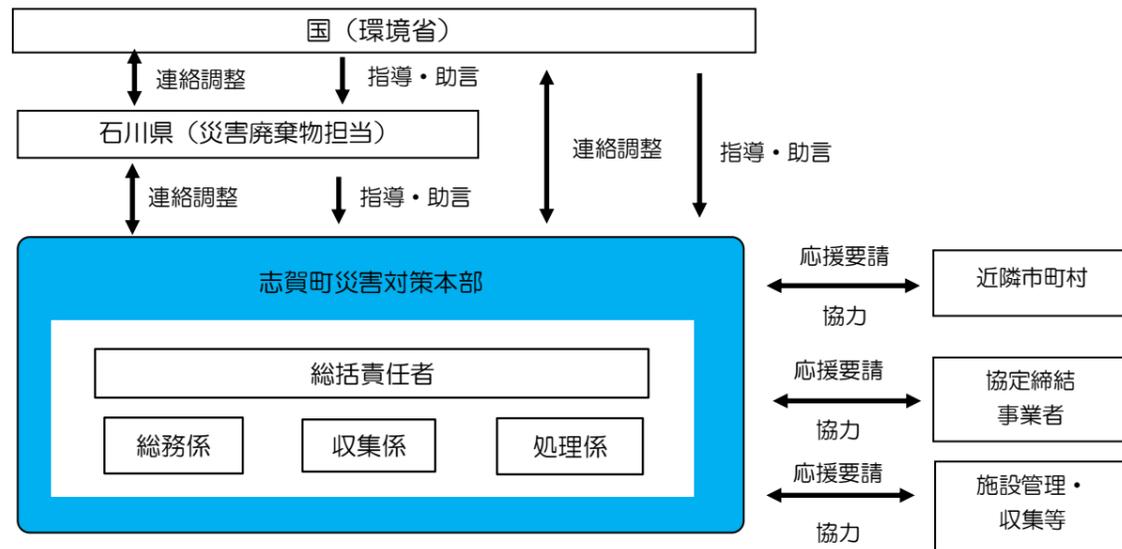
基本方針	内容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	羽咋郡市広域圏事務組合が処理・処分をすることを原則とするが、処理能力を超えると判断した場合は、都道府県や国、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。

### 2) 処理期間

できる限り早期の処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。最大でも発生から概ね3年以内の完了を目指すものとする。

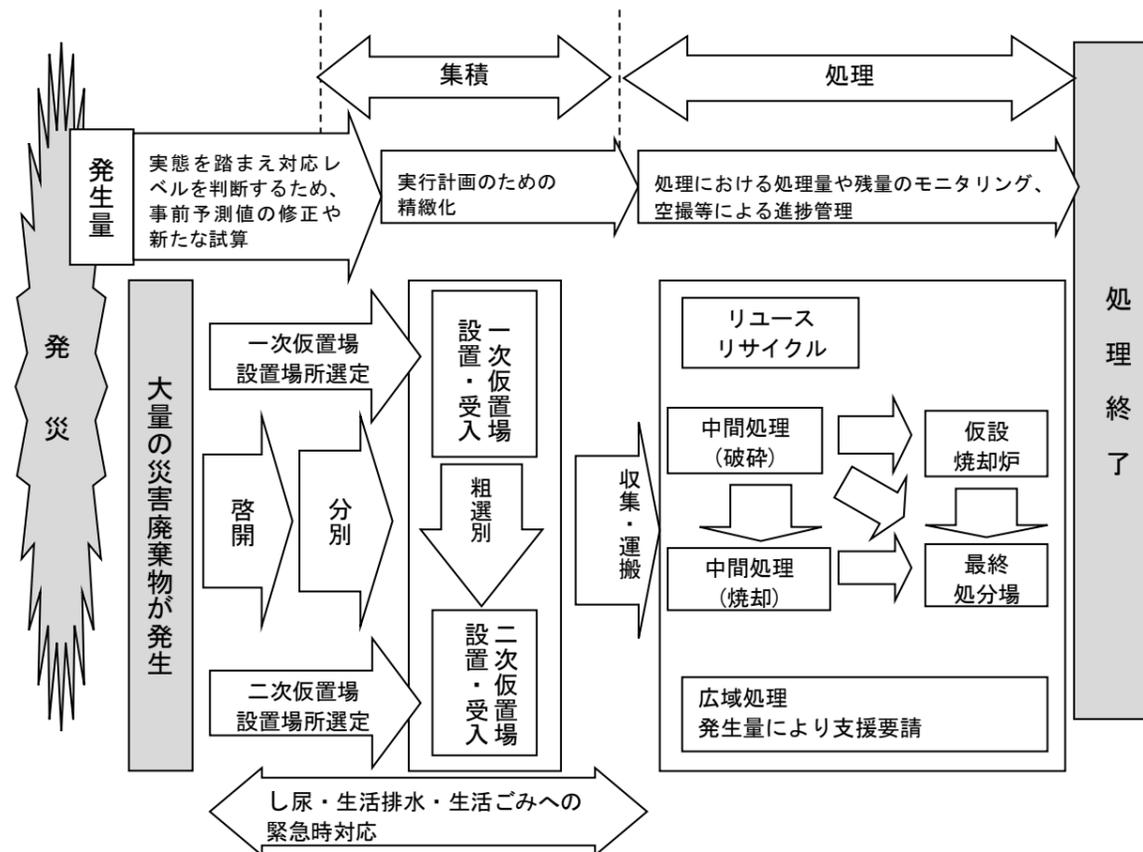
## 7 組織体制

被災規模に応じて、石川県を通じて国や他自治体等による支援を要請し、必要に応じて応援協定締結等の民間事業者にも協力を要請する。



## 8 災害廃棄物処理の全体像

本町における災害廃棄物処理に係る基本的な流れは、次のとおりとする。



## 9 仮置場

### 1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。災害廃棄物は膨大な量になることが見込まれることから、直接処理施設への搬入が困難となることが想定されるため、仮置場を設置するものとし、平常時にその候補地を選定する。

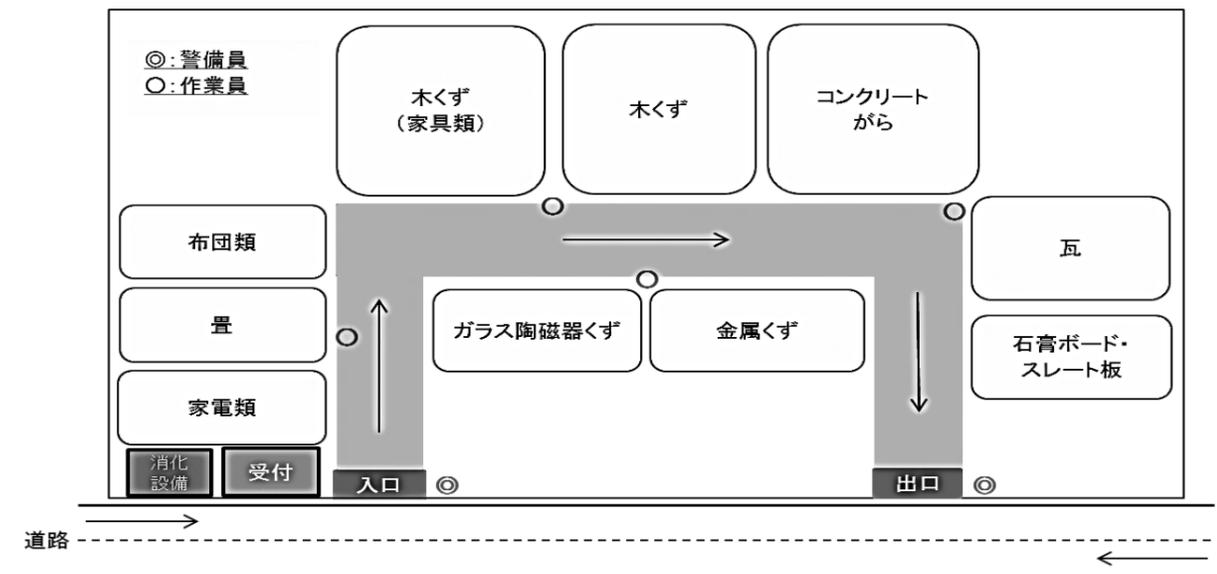
### 2) 住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。

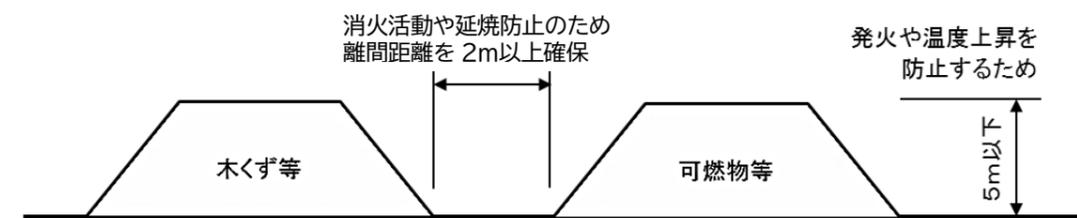
### 3) 仮置場の設置、運営

過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底する。

#### 【仮置場の分別配置の例】



#### 【仮置場における廃棄物集積の防火対策の例】



## 10 災害廃棄物処理実行計画の作成

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があり、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。